

国内募集型企画旅行 旅行条件書

この旅行は、京阪バス株式会社（以下「当社」といいます）が企画・実施する募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 および旅行業約款（募集型企画旅行契約）に基づく取引条件説明書面であり、旅行契約の一部となります。

● 旅行の申し込みおよび契約の成立

- ・ 所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。
- ・ 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時点で成立します。
- ・ 申込金は旅行代金の一部として充当します。
- ・ 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡しします。
- ・ 契約書面に、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）を旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面をお渡しする場合があります。

● 旅行代金のお支払い

旅行代金は、出発日の7日前までに全額をお支払いいただきます。期日までにお支払いいただけない場合、旅行契約を解除することがあります。

● 旅行代金に含まれるもの

- ・ 行程表に明示された交通費、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、消費税等
- ※上記以外の費用（個人的な費用、追加飲食費等）は含まれません。

● 旅行契約の変更・中止

当社は契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供中止、官公署の命令、その他やむを得ない事由が発生した場合、契約を解除・または変更することがあります。

また、病気・団体行動への支障、その他により旅行の円滑な実施が不可能と判断される場合も契約を解除します。

● お客様の契約解除・取消料

お客様の都合によって旅行を取り消される場合、下記の取消料を申し受けます（標準旅行業約款に準拠）。

● 取消料

取消料：日帰り旅行

取消日	取消料
出発日の 11 日前まで	無料
出発日の 10～8 日前	旅行代金の 20%
出発日の 7～2 日前	旅行代金の 30%
前日	旅行代金の 40%
旅行開始前当日	旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%

※旅行開始後の一部取消の場合は旅行代金の 100%を申し受けます。

● 当社による契約解除

お客様が旅行代金を期日までにお支払いいただけない場合や、他のお客様の迷惑となる行為を行った場合、旅行契約を解除することがあります。

● 添乗員の同行

添乗員は特に記載のある場合を除き、同行いたしません。（バスガイドがご案内いたします）

● 当社の責任及び免責事項

- ・当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- ・旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- ・当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

● お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

● 特別補償

当社は、募集型企画旅行に参加中のお客様が偶然な外来の事故により、生命・身体・手荷物に被った一定の損害について、標準旅行業約款に基づき、特別補償を行います。

● 個人情報の取り扱い

お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、旅行の手配および手続き、緊急時の連絡などのために必要な範囲内で利用させていただきます。

● その他

- ・当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。ご集合時刻は厳守してください。集合時刻に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- ・この条件書に定めのない事項は、当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

● 旅行企画・実施

京阪バス株式会社 本社営業所
京都府京都市南区東九条南石田町5番地
京都府知事登録旅行業第 2-192 号
国内旅行業務取扱管理者 松尾 翔太